

社会福祉法人あやめ会 中伊豆居宅介護支援事業所

居宅介護支援事業 運営規程

第1章 事業の目的と運営の方針

(事業の目的)

第1条 社会福祉法人あやめ会が開設する中伊豆居宅介護支援事業所（以下「事業所」という）が行う、指定居宅介護支援等の事業（以下「事業」という）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の従事者等（以下「従業者」という）が要介護及び要支援状態（要支援状態の方については地域包括支援センターからの委託があった場合のみ介護予防支援を提供します）にある高齢者（以下「利用者」という）に対し、適正な居宅介護支援（以下「サービス」という）を提供することを目的とします。

(運営の方針)

第2条 事業所は、介護保険法等の趣旨に沿って、利用者の意思及び人格を尊重し可能な限りその居宅においてその有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるようサービスを提供します。

2 事業の実施に当たっては関係市町村、地域包括支援センター、他の居宅介護支援事業者、介護保険施設等との綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとします。

(事業所の名称及び所在地等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は次のとおりとします。

- ①名称：中伊豆居宅介護支援事業所
- ②所在地：静岡県伊豆市八幡123番地

第2章 従業者の職種、員数及び職務の内容

(従業者の職種、員数及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する従業者の職種、員数及び職務内容は次のとおりとします。

- ①管理者：1人（常勤専従、主任介護支援専門員、※居宅介護支援専門員業務も行います）
事業所の管理、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行います。
- ②介護支援専門員：3人以上（うち3人は常勤専従）
サービスを提供します。

第3章 営業日及び営業時間

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は次のとおりとします。

- ①営業日：月曜日から金曜日までとします（祝日及び12月30日～1月3日を除く）。
- ②営業時間：8時から17時までとします。
※ただし緊急であり、必要と認められた場合はこの限りではありません。

第4章 同意と契約

(内容及び手続きの説明並びに同意及び契約)

第6条 事業所は、サービス提供の開始に際して、サービス利用申込者又はその家族に対して運営規程の概要、従業者の勤務体制、その他サービスの選択に資する重要事項を記した文書を交付し説明を行い、同意を得たうえで契約を締結します。

(受給資格等の確認)

第7条 事業所は、サービス利用申込者が提示する被保険者証により、被保険者資格・要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間を確認します。

第5章 サービスの提供

(居宅介護支援の提供方法と具体的内容等)

第8条 サービスの内容は次のとおりです。

- ①要介護認定等の申請に係る援助を行います。
- ②相談等を受ける場所は、事業所の相談室又は利用者の居宅等利用者が希望する場所とします。
- ③利用者の要介護及び要支援状態の軽減若しくは悪化の防止、又は要介護及び要支援状態になることを予防するための支援を行います。
- ④居宅サービス計画の作成にあたっては、適切な方法により利用者について心身及び家庭の状況、すでに提供を受けている指定居宅サービスなどその置かれている環境等の評価を通じて利用者が現に抱える問題点を明らかにし、利用者が自立した日常生活を営むことができるように支援する上で解決すべき課題を把握（アセスメント）します。
- ⑤サービス担当者会議（介護支援専門員が居宅サービス計画の作成のために居宅サービス計画の原案に位置づけた指定居宅サービス等の担当者を召集して行う会議）等は、原則として利用者の居宅にて実施し、利用者の状況等に関する情報を担当者と共有するとともに、当該居宅サービス計画の原案の内容について担当者から専門的な見地からの意見を求めます。
- ⑥介護支援専門員は、居宅サービス計画の作成後居宅サービス計画の実施状況の把握（利用者についての継続的なアセスメントを含む）を行い（モニタリング）、必要に応じて居宅サービス計画の変更、指定居宅サービス事業者等との連絡調整その他の便宜の提供を行います。
- ⑦指定居宅サービス事業所及び介護保険施設等への紹介、その他の便宜を提供します。

(サービスの取り扱い方針)

第9条 事業所は、利用者の要介護及び要支援状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、利用者の心身の状況等に応じて適切な処置を行います。

- 2 事業所は、サービスを提供するに当たって、漫然かつ画一的なものとならないよう配慮します。
- 3 事業所は、介護支援専門員等がサービスを提供するに当たっては懇切丁寧を旨とし、利用者又はその家族に対し、処遇上必要な事項について理解しやすいように説明を行います。
- 4 事業所は、居宅サービス計画の作成に当たってのサービス事業者の選択について、利用者又はその家族の希望を踏まえつつ公正中立に行います。
- 5 事業所は、自らその提供するサービスの質の評価を行い、常にその改善を図ることとします。

(通常の事業実施地域)

第10条 通常の事業実施地域は、伊豆市の一部（旧中伊豆町・旧修善寺町・旧天城湯ヶ島町）及び伊豆の国市の一部（旧大仁町・旧伊豆長岡町）とします。

(利用料及びその他の費用)

第11条 サービスを提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該サービスが法定代理受領サービスであるときは介護保険法による介護報酬の告示上の額とします。

- 2 事業所は、法定代理受領に該当しないサービスを提供した場合には、利用者からの支払いを受ける利用料の額と厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額との間に不合理な差額が生じないようにします。
- 3 通常の事業実施地域を越えた地点からサービスの提供に要した交通費はその実費を徴収します。なお、自動車を使用した場合の交通費は次の実費を徴収します。
 - ①通常の事業実施地域を越えた地点から、片道5km未満 500円
 - ②通常の事業実施地域を越えた地点から、片道5km以上10km未満 1,000円
 - ③通常の事業実施地域を越えた地点から、片道10km以上 1,500円
- 4 前項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明した上で支払いに同意する旨の文書に署名捺印を受けるものとします。

第6章 従業者の服務規程と質の確保

(従業者の服務規程)

第12条 従業者は、介護保険関係法令及び諸規則、個人情報保護法を遵守し、業務上の指示命令に従い自己の業務に専念します。服務に当たっては常に以下の事項に留意します。

- ①利用者に対しては人権を尊重し、自立支援を旨とし責任を持って接遇する。
- ②常に健康に留意し明朗な態度を心がける。
- ③お互いに協力し合い能率の向上に努力するよう心がける。

(従業者の質の確保)

第13条 事業所は、従業者の資質向上を図るため、その研修の機会を確保します。

(個人情報の保護)

第14条 事業所は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持することを厳守します。

- 2 事業所は、従業者が退職した後も、正当な理由なく業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を、漏らすことのないよう必要な措置を講じます。
- 3 事業所は、関係機関、医療機関等に対して利用者又はその家族に関する情報を提供する場合には、あらかじめ文書により利用者又はその家族の同意を得ることとします。
- 4 事業所は、個人情報保護法に則し、個人情報を使用する場合利用者及びその家族の個人情報の利用目的を公表します。
- 5 事業所は、個人情報の保護に関する規程を公表します。

第7章 その他

(勤務体制等)

第15条 事業所は、利用者に対して適切なサービスを提供できるよう、従業者の勤務体制を定めます。

- 2 従業者は、身分を証する書類を携行し、訪問時又は必要に応じて提示します。

(記録の整備)

第16条 事業所は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しておくものとします。

- 2 事業所は、利用者に対するサービスの提供に係る諸記録を整備し、その完結の日から2年間保存するものとします。

(苦情処理)

第17条 事業所は、利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応するため、苦情処理受付窓口の設置や第三者委員を選任するなど必要な措置を講じます。

- 2 事業所は、提供するサービスに関して市町村からの文書の提出・提示の求め、又は市町村職員からの質問・照会に応じ、利用者からの苦情に関する調査に協力します。市町村からの指導又は助言を得た場合は、それに従い必要な改善を行い報告します。
- 3 事業所は、サービスに関する利用者からの苦情に関して、静岡県国民健康保険団体連合会の調査に協力するとともに、静岡県国民健康保険団体連合会からの指導又は助言を得た場合は、それに従い必要な改善を行い報告します。

(事故発生の防止及び事故発生時の対応)

第18条 事業所は、事故発生の防止のための指針を定めます。

- 2 事業所は、利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに市町村、利用者の家族等に連絡を行うとともに、原因の分析を通じた改善策を定めて従業者に周知徹底します。
- 3 事業所は、事故発生の防止のための委員会を設置します。
- 4 事業所は、事故発生の防止のための研修を年2回以上従業者に対して行います。

- 5 事業所は、事故の状況及び事故に際して採った処置について記録します。
- 6 事業所は、利用者に対するサービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。

(虐待防止に関する事項)

第19条 事業所は、利用者の人権の擁護・虐待等の防止のための措置を講ずる。

- ①虐待を防止するための従業者に対する研修の実施。
- ②利用者及びその家族からの苦情処理体制の整備。
- ③その他虐待防止のための必要な措置。

- 2 事業所は、サービス提供中に、従業者または養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに市町村に通報する。

(業務継続計画の策定等)

第20条 業務継続計画（BCP）の作成等にあたって、感染症や災害が発生した場合でも、利用者に対し施設が提供するサービスを継続して提供できるよう、業務継続計画を策定するとともに、その計画に従い必要な研修及び訓練を実施するものとする。

(ハラスメントの防止)

第21条 ハラスメント（セクシャルハラスメント・パワーハラスメント・ケアハラスメント等）の排除並びに防止のための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

(感染症の予防及びまん延の防止のための措置)

第22条 感染症の予防及びまん延の防止に努め、感染防止に関する会議等において、その対策を協議し、対策指針等を作成する。また、研修会や訓練を実施し、感染対策の質の向上に努める。

(利用者の安全並びに介護サービスの質の向上の確保等)

第23条 事業所は業務の効率化、介護サービスの質の向上その他の生産性の向上に資する取り組みの促進を図るため、利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減資する方策を検討するための委員会を定期的を開催するものとする。

(その他)

第24条 この規程に定める事項の他運営に関する重要事項は、社会福祉法人あやめ会と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとします。

(附則) この規程は、令和6年4月1日から施行します。